目 次

第１章　計画の背景と趣旨……3
　１　計画策定の背景と趣旨……3
　（１）障害者福祉をめぐる動向……3
　２　豊川市の取り組み……4
　３　計画の位置づけ……5
　４　計画の期間……6
　５　計画の策定体制……7
　（１）第２期豊川市障害福祉計画策定委員会の開催……7
　（２）市民の意見の反映……7
　６　障害者（児）数の状況……9
　（１）障害者（児）数全体……9
　（２）身体障害者（児）……9
　（３）知的障害者（児）……10
　（４）精神障害者……10

第２章　計画の基本的考え方……15
　１　障害者自立支援法の概要……15
　２　施設・事業体系の見直し……16
　３　県と圏域との連携について……16
　４　本市の計画の基本理念……17
　５　第２期計画策定に関しての基本的考え……18
　（１）第２期計画の基本的考え……18
　（２）第１期計画基本指針からの改正事項……18
　６　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方……19
　（１）訪問系サービスの確保……19
　（２）日中活動系サービスの確保……19
　（３）入所等から地域生活への移行の推進……19
　（４）福祉施設から一般就労への移行の推進……19
　７　国の基本的理念……20

第３章　平成23年度の目標値……23
　１　目標値設定の考え方……23
　２　平成23年度の目標値……23

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行.....23
（２）退院可能な精神障害者の地域生活への移行.....25
（３）福祉施設から一般就労への移行.....26

第４章　サービスの見込量及びその確保のための方策.....29
１　障害福祉サービス等の体系.....29
２　障害福祉サービス等の見込量と今後の方策.....30
（１）訪問系サービス.....30
（２）日中活動系サービス.....32
（３）居住系サービス.....36
（４）相談支援.....38
３　地域生活支援事業の実施に関する事項.....39
（１）サービス内容.....39

第５章　計画の達成状況の点検及び評価.....47
１　点検及び評価の基本的な考え方.....47
２　点検及び評価体制.....47

資　料　編.....51
１　計画策定の経過.....51
２　豊川市障害福祉計画策定委員会.....52
（１）設置要綱.....52
（２）委員名簿.....53

第　1　章

計画の背景と趣旨

第１章　計画の背景と趣旨

１　計画策定の背景と趣旨

（１）障害者福祉をめぐる動向

①　障害者基本法の改正と発達障害者支援法の施行

平成16年（2004年）６月、障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別や権利利益を侵害する行為の禁止が規定されました。また、平成19年４月から市町村には、障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定することが義務づけられました。

平成17年（2005年）４月には発達障害者支援法が施行され、これまで法制度もなく、制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応がなされなかった発達障害児・者に対する支援について、発達障害の定義と法的な位置づけが確立されました。

②　障害者自立支援法の施行

平成18年（2006年）４月には障害者自立支援法が施行され、障害者福祉は新たな段階に入ることになりました。同法の主な特徴としては、「障害福祉サービスの一元化」や「市町村が実施主体」「利用者本位のサービス体系に再編」「利用者負担の原則と国の財政責任の明確化」「就労支援の強化」「手続き・基準の透明化・明確化」等が挙げられます。市町村には障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）を策定することが定められました。

③　障害者自立支援法をめぐる動向と見直しの動き

障害者自立支援法はいくつかの問題点が指摘されています。その中では、「１割を原則とする利用者負担」「事業者の減収」「サービスの質・人材確保の困難」「抜本的な制度改正に伴う混乱と新体系移行の遅れ」が課題として挙げられています。

国では、平成19年度・20年度の特別対策として、「低所得者世帯への月額負担上限額の軽減」「事業者に対する激変緩和措置」「新法移行等のための緊急的な経過措置」を実施しました。

さらに、これと合わせて平成20年度に抜本的な見直しに向けた緊急措置が実施されました。また、障害者自立支援法施行後３年の見直しに向けて、「負担軽減策の対象となっていない課税世帯（特に障害児のいる世帯）の利用者負担」「世帯収入を単位とする負担上限額の区分」「障害程度区分の認定基準」「福祉人材の確保などの課題」などの課題について社会保障審議会で議論が行われ、その報告書が平成20年12月に国へ提出されています。

図表1.1　平成20年度抜本的な見直しに向けた緊急措置

① 利用者負担の見直し⇒低所得世帯の利用者負担の軽減、軽減対象の拡大、個人単位を基本とした所得段階区分

② 事業者の経営基盤⇒通所サービスに係る単価の引上げの強化
居住系サービスに係る入院・外泊時支援の拡充

③ グループホーム等の整備促進⇒施設整備に対する助成

２　豊川市の取り組み

豊川市（以下、「本市」という。）では、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、平成８年３月に「豊川市障害者福祉計画」、平成18年３月には「第２次豊川市障害者福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を基本とする障害者施策の推進により、障害者の社会への「完全参加と平等」の実現をめざしたまちづくりを進めてきました。

そこで本市では、国における障害福祉施策の動向とともに、地域における障害福祉サービスの基盤整備や利用の状況、ニーズを踏まえつつ、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画として「第１期豊川市障害福祉計画」を策定し、「第２次豊川市障害者福祉計画」に掲げた基本理念の実現に寄与するものとしました。

そして、今年度においては、平成20年１月15日に合併した２町（旧音羽町、旧御津町）で策定した第１期計画の実績も踏まえた、平成21年度から23年度までを計画期間とする「第２期豊川市障害福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

３　計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。

策定にあたっては国の定める「基本指針」に即することが規定されており、本計画もその内容を踏まえて、サービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものであり、平成18年３月に策定した「第２次豊川市障害者福祉計画」の実施計画として、理念を継承しつつ策定するものです。

また、国の基本指針に即して、かつ、県計画との整合性を図るとともに、本市の上位計画である「第５次豊川市総合計画」や、その他関連計画との整合性にも配慮しています。

図表1.2　本計画の位置づけ

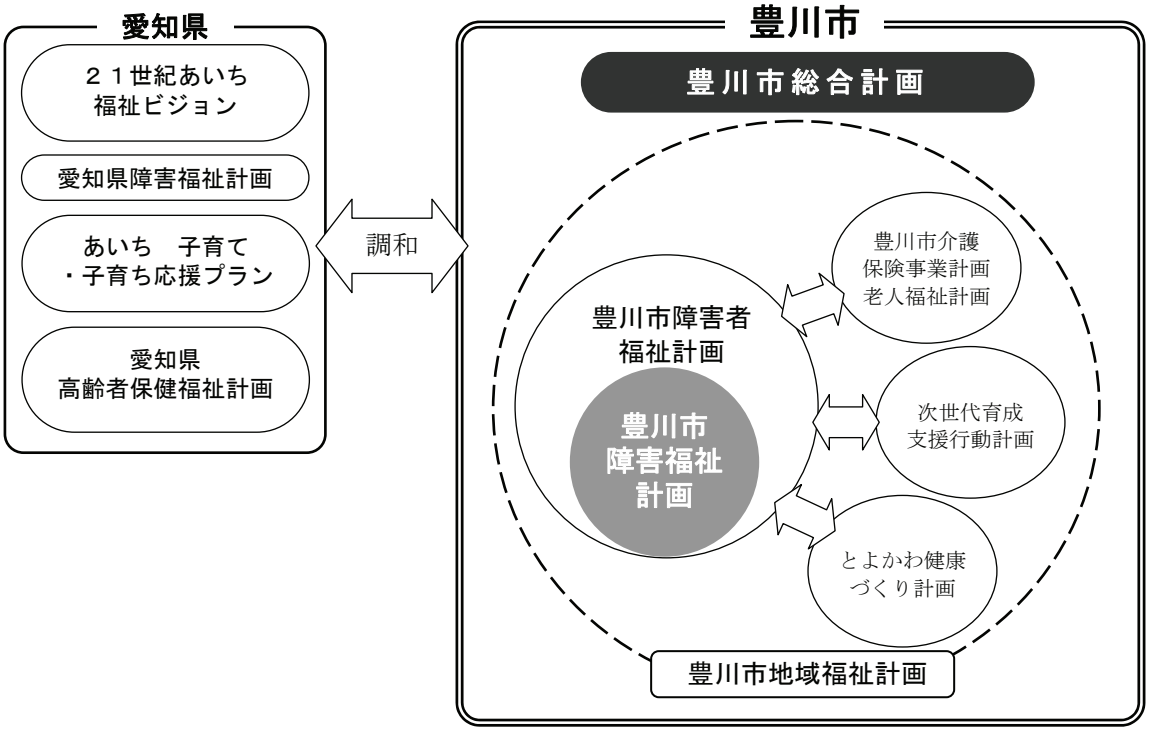

障害者自立支援法（抜粋）
（市町村障害福祉計画）
第88条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
２　市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
二　前号の指定福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
三　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
四　その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

４　計画の期間

本計画は、障害者自立支援法に基づき、国の基本指針に即して、本市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、平成23年度までの目標数値を設定し、各年度の見込量と確保策を定める計画です。

この計画は、３年を一期として作成することとされており、本市では、福祉施設が新たなサービス体系へ移行を完了する平成23年度末に向けて数値目標を設定するとともに、そこに至る中間段階の位置づけとして平成18年度から20年度を期間とする、第１期障害福祉計画を策定し、数値目標の達成に向けて計画の効果的な推進に努めてきました。

第２期障害福祉計画については、国から示された基本指針及び第１期計画の実績を踏まえ、平成21年度から23年度までを計画期間として策定するものです。

図表1.3　計画の期間

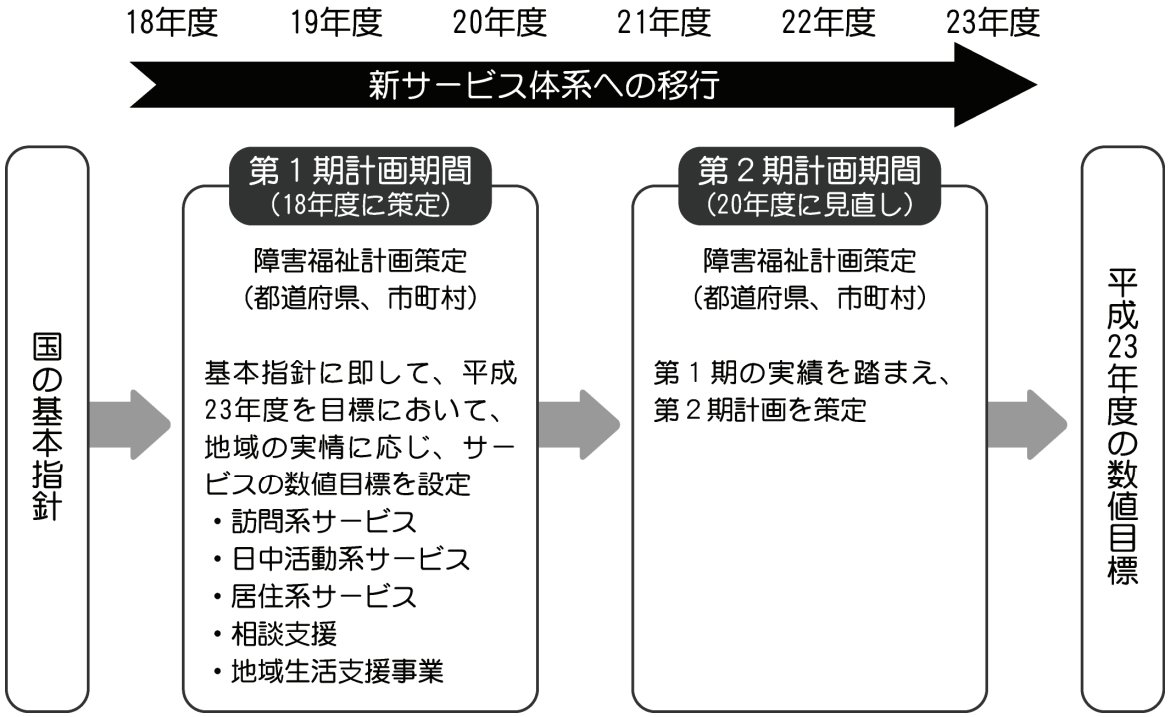

５　計画の策定体制

（１）第２期豊川市障害福祉計画策定委員会の開催

本計画を地域の実情に応じた実効性のある内容のものとするために、サービスを利用する障害のある人たちをはじめ、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映するため、住民代表、福祉関係者及び学識経験者などを委員とする「第２期豊川市障害福祉計画策定委員会」において審議し、策定しました。

（２）市民の意見の反映

本市では、障害のある人を対象とした郵送によるアンケート調査や家族会や当事者団体、サービス事業所へのヒアリング等を実施しました。これによって、それぞれの個々の多様なニーズや意見などを把握し、計画に反映することに努めました。

①　アンケート調査の実施

本市では、平成20年８月11日～８月22日にアンケート調査を実施しました。

図表1.4　アンケート調査

調査区分	配布数（件）	回収数（件）	回収率（%）
身体障害者	859	528	61.5
知的障害者	446	247	55.4
精神障害者	156	92	59.0
手帳不所持者	39	24	61.5
全体	1,500	891	59.4

② ヒアリングの開催

本市では、障害のある人の家族会や当事者団体を対象としたヒアリングを実施しました。

図表1.5 ヒアリングの開催

開催日	対象者	
９月８日	旧法施設	シンシア豊川、あけぼの作業所、ホタルの郷
９月10日	団体	ろうあ者福祉協会、呼吸器友の会、視覚障害者福祉協会、精神障がい者家族会
９月11日	事業所	豊川市社会福祉協議会、ウイング、ニチイ学館、ほのくに、恵の実、ゆう、みその訪問介護サービス、えがお、どんぐり工房、ＪＵＭＰ、アサヒサンクリーン、とよかわヘルパーステーション、みかわ市民生協、ステップ１、パルク
９月12日	団体	肢体不自由児（者）父母の会、身（肢）体障害者福祉協会
９月17日	事業所	デイサポートセンターfeel PS未来
９月19日	旧法施設	希全センター、くすの木授産所
９月22日	事業所	ジョブハウスむつみ

※知的障害者育成会は、意見書を提出

６　障害者（児）数の状況

（１）障害者（児）数全体

市の障害者（児）数は、平成20年４月１日現在で手帳所持者の合計が6,396人となっており、そのうち身体障害者手帳所持者が76.1%、療育手帳所持者が14.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者が9.7%を占めている状況です。

図表1.6　障害者（児）数全体（平成20年４月１日現在）

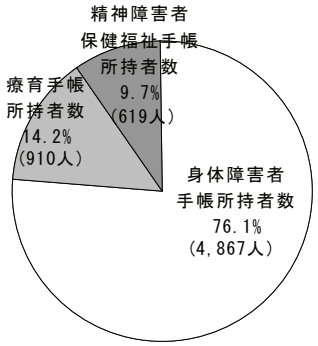

区分	人数	割合
身体障害者手帳所持者数	4,867人	76.1%
療育手帳所持者数	910人	14.2%
精神障害者保健福祉 手帳所持者数	619人	9.7%
合計	6,396人	100.0%

（２）身体障害者（児）

身体障害者（児）については、平成20年４月１日現在で身体障害者手帳所持者数が4,867人となっており、住民基本台帳人口（平成20年４月1日現在158,520人）と外国人登録人口（平成20年４月１日現在6,017人）を合わせた人口（以下「総人口」という。）に占める割合は3.0%という状況です。

また、年齢区分をみると、18歳未満が2.1%、18歳～64歳が34.6%、65歳以上が63.3%を占めています。

図表1.7　身体障害者手帳所持者（平成20年４月１日現在）

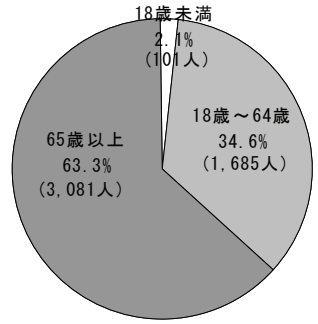

区分	人数	割合
18歳未満	101人	2.1%
18歳～64歳	1,685人	34.6%
65歳以上	3,081人	63.3%
合計	4,867人	100.0%

（３）知的障害者（児）

知的障害者（児）については、平成20年４月１日現在で療育手帳所持者数が910人となっており、総人口に占める割合は0.6%という状況です。

また、年齢区分をみると、18歳未満が31.3%、18歳～64歳が64.9%、65歳以上が3.8%を占めています。

図表1.8　療育手帳所持者（平成20年４月１日現在）

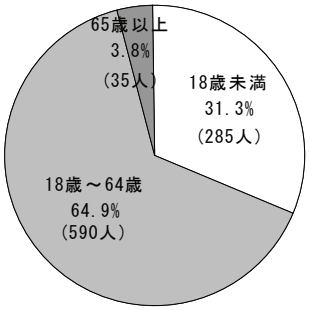

区分	人数	割合
18歳未満	285人	31.3%
18歳～64歳	590人	64.9%
65歳以上	35人	3.8%
合計	910人	100.0%

（４）精神障害者

精神障害者については、平成20年４月１日現在で精神障害者保健福祉手帳所持者数が619人となっており、総人口に占める割合は0.4%という状況です。

また、年齢区分をみると、18歳未満が1.5%、18歳～64歳が85.7%、65歳以上が12.8%を占めています。

図表1.9　精神障害者保健福祉手帳所持者（平成20年４月１日現在）

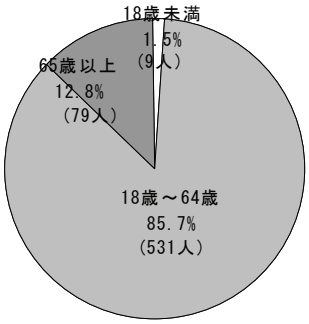

区分	人数	割合
18歳未満	9人	1.5%
18歳～64歳	531人	85.7%
65歳以上	79人	12.8%
合計	619人	100.0%

自立支援医療（精神通院）受給者数は1,407人で、18歳未満が3.9%、18歳～64歳が85.7%、65歳以上が10.4%を占めています。

図表1.10　自立支援医療（精神通院）受給者（平成20年４月１日現在）

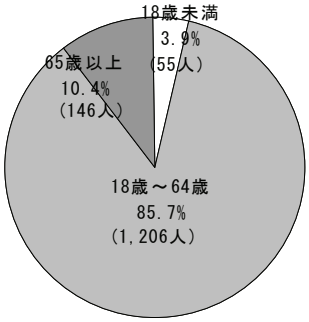

区分	人数	割合
18歳未満	55人	3.9%
18歳～64歳	1,206人	85.7%
65歳以上	146人	10.4%
合計	1,407人	100.0%

第　２　章

計画の基本的考え方

第２章　計画の基本的考え方

１　障害者自立支援法の概要

平成18年４月に施行された障害者自立支援法は、「障害者が地域で暮らせる社会に」また「自立と共生の社会を実現」を目的としています。同法は、①障害者施策を３障害一元化、②利用者本位のサービス体系に再編、③就労支援の抜本的強化、④支給決定の透明化・明確化、⑤安定的な財源の確保の５点に整理されます。これらについての概要は以下のとおりです。

図表2.1　障害保健福祉施策の改革のポイント

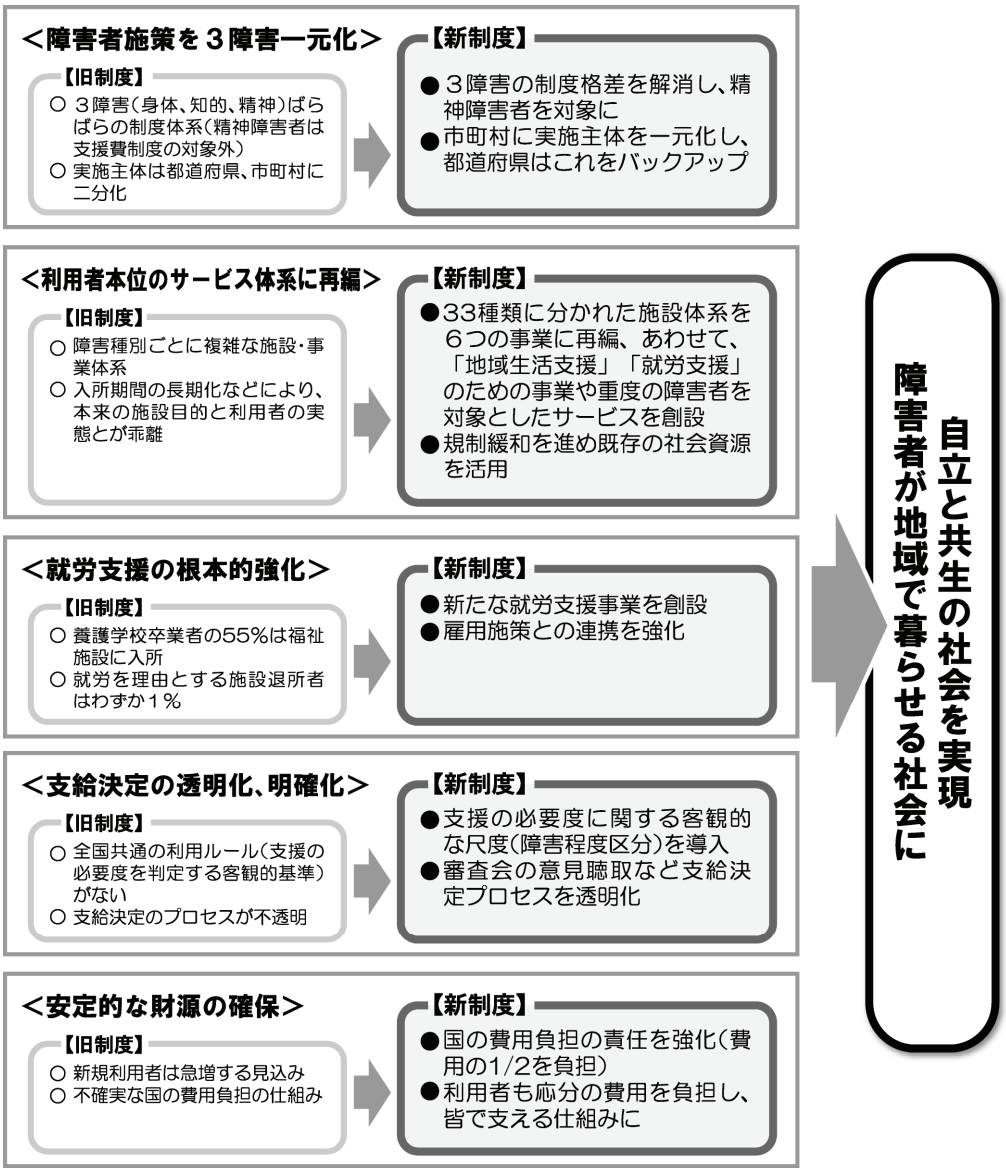

出典：障害者自立支援法による改革～「地域で暮らす」を当たり前に～　厚生労働省社会・援護局　障害保健福祉部　参考

2　施設・事業体系の見直し

サービス体系の再編にあたっては、利用者本位の視点から、例えば障害の重い利用者に配慮した「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」などの新たなサービスメニューも平成18年に創設されました。また、利用者の生活を「日中活動の場」と「居住の場」とに分けて、それぞれ独立したサービスを整備していく方向が打ち出されています。例えば入所施設も、今後は、施設での24時間連続した生活ではなく、地域と交わる暮らしへと変わっていくことが想定されています。この新体系のもとでのサービスは平成18年10月から展開され、平成24年３月末までに順次移行していくため、最終的に切り替わるのは平成23年度末になります。

図表2.2　施設・事業体制の見直し

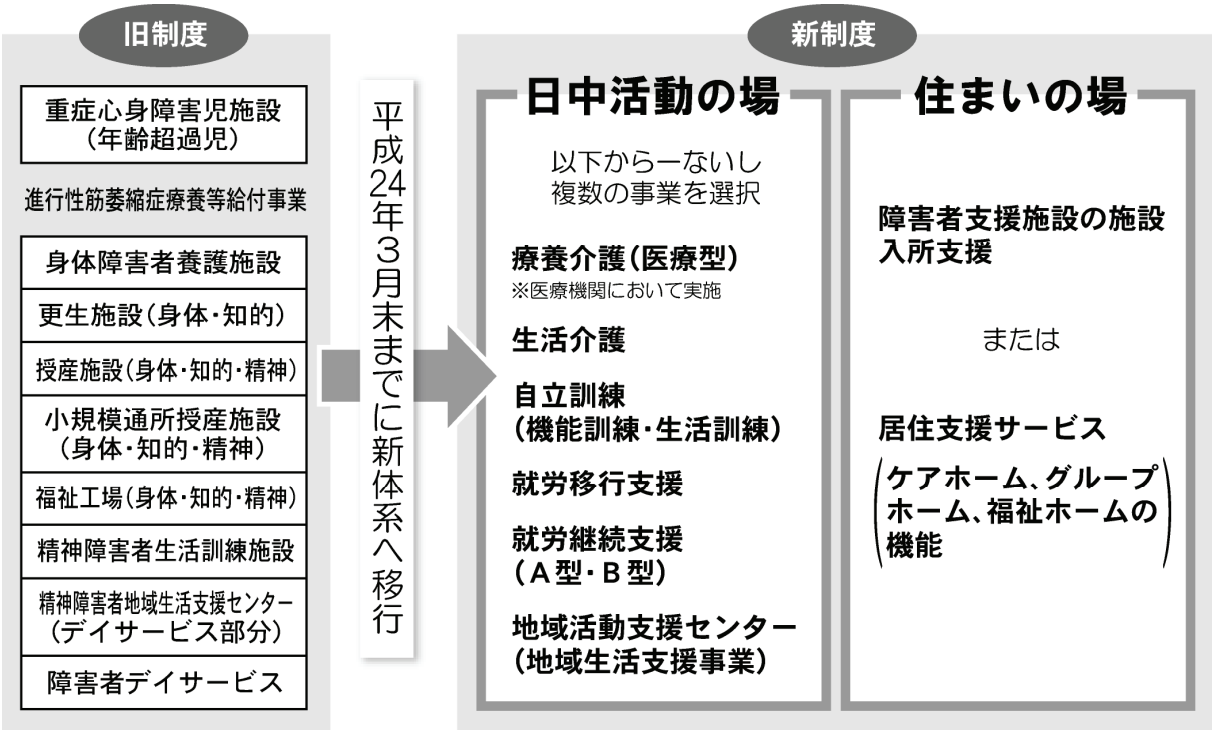

3　県と圏域との連携について

障害福祉サービスの実施にあたり、障害のある人が生活する「市町村」を基本的な単位として、きめ細かいサービスを提供することが最も必要となります。

市町村単位でサービスの提供が困難な事業については、より広域的な単位でサービスを提供していくことが必要です。必要となるサービスの基盤整備を着実に進めるため、愛知県では、「第２期愛知県障害福祉計画」の中で、各市町村の計画を基に、障害福祉圏域ごとに、平成23年度において障害者等の支援に必要となるサービスの種類及び量、必要となる事業所数（訪問系サービスを除く。）を見込んだ圏域ビジョンを作成することとしております。

愛知県には、11の障害福祉圏域があり、本市は豊橋市、蒲郡市、田原市、小坂井町とともに「東三河南部圏域」に属しています。

４　本市の計画の基本理念

本計画は、障害者福祉計画の中の地域生活支援施策についての実施計画的な位置づけとされることから、平成18年３月に策定した「第２次豊川市障害者福祉計画」と同様の「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念とします。

また、計画目標としても同様の「自立して　ともに暮らす　地域で暮らす」を掲げます。

障害のある人自らその居住する場所を選択するとともに、必要とする支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、かつ、行政と事業者、企業、学校、その他関係機関・団体の連携・協力による、地域全体で支えるシステムのもと、必要なサービス基盤の整備を進めます。

図表2.3　計画の基本理念

５　第２期計画策定に関しての基本的考え

（１）第２期計画の基本的考え

第１期計画は、平成23年度の数値目標に至る中間段階としての位置づけとなります（第１期：平成18年度～20年度、第２期：平成21年度～23年度）。このため、第１期計画の策定に際して国の基本指針において示した平成23年度の数値目標の考え方は、基本的には第２期計画の策定に関しても継承していきます。

（２）第１期計画基本指針からの改正事項

今回、第１期計画基本指針からの改正がありました。第２期計画の策定に際して、今回改正する主な内容は以下のとおりになります。

図表2.4　第１期計画に対する基本的認識と第２期計画における変更内容

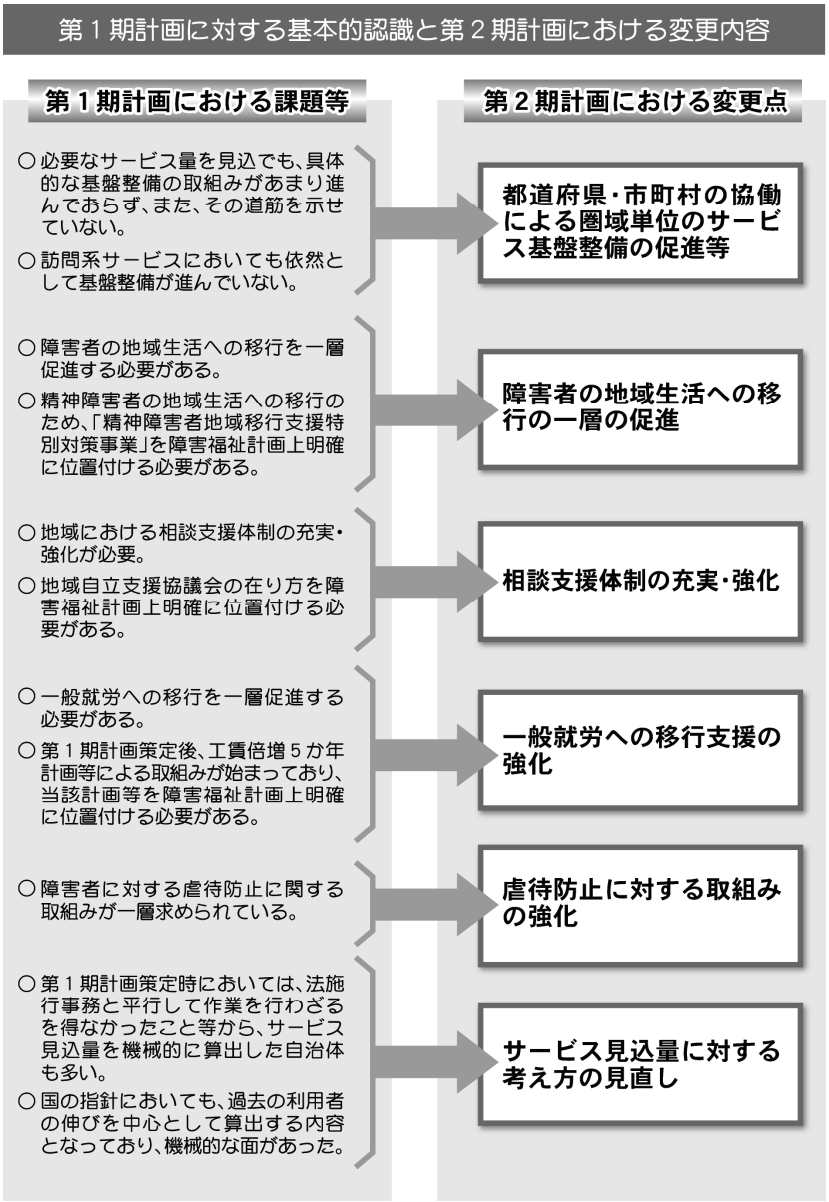

６　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

（１）訪問系サービスの確保

立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護）の充実を図ります。

（２）日中活動系サービスの確保

小規模作業所や旧法入所・通所施設の利用者の新法に基づくサービスへ移行することを推進するとともに、希望する障害者等への日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を確保します。

（３）入所等から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所または病院への入院をいう）から地域生活への移行を進めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

7　国の基本的理念

本計画は、障害のある人が地域で自立し、意欲的に社会参加をしながら生活できる環境の整備を図ることができるよう、次の国の指針の基本理念を踏まえて策定しています。

①　障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の種別・程度の区別なく、障害のある人自身が住む場所を選び、必要な障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の確保に努めます。

②　市町村を基本とする仕組みへの統一と３障害の制度の一元化

障害福祉サービスについて、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、これまで身体障害・知的障害・精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害のある人などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じてサービス水準の地域間格差を適正化し、公平性を図ります。

③　地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害のある人への自立支援の観点から、課題となる地域生活移行や就労支援に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域でのサービス拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルなサービスなど、地域の社会資源を最大限に活用した、サービス提供体制の確保に努めます。

第　３　章

平成23年度の目標値

第３章　平成23年度の目標値

１　目標値設定の考え方

本計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、現在の福祉施設が障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次の３つの目標値を設定します。

■福祉施設の入所者の地域生活への移行

■退院可能な精神障害者の地域生活への移行

■福祉施設から一般就労への移行

なお、３つの目標値の設定にあたっては、国の指針を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者、退院可能な精神障害者など、今後新たにサービス利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

そして、当事者団体や相談支援事業者、サービス事業者、地域の関係団体、市及び関係行政機関などが、地域自立支援協議会や個別会議などを通じたネットワークを構築し、地域社会の連携・協力のもとで、目標値実現をめざします。

２　平成23年度の目標値

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、平成23年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定します。なお、目標値については、国の基本指針で、第１期障害福祉計画の作成時点（以下「第１期計画時点」という。）の施設入所者数の１割以上が地域生活へ移行し、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を第１期計画時点の施設入所者数から７％以上削減することが基本とされています。

第１期計画時点で、本市の被援護者として福祉施設に入所している人は138人（身体障害者更生施設の入所者を除く。）となっています。本市は、第１期計画時点から平成23年度末までに新たに５人の方が施設に入所することを見込んだうえで、平成17年10月時点の施設入所者の15人が地域に移行し、平成23年度末の施設入所者数を7.2%削減することをめざします。

なお、福祉施設から地域生活へ移行した人は平成18年度と19年度を合わせて４人おり、目標値達成のためには、今後、グループホームやケアホームなどの地域生活をする拠点の確保が必要と思われます。

図表3.1　福祉施設の入所者の地域生活への移行

項　目	数値			考え方
	身体障害者施設	知的障害者施設	合計	
施設入所者数（A）	52人	86人	138人	第１期計画時点の数とする
平成23年度末の施設入所者数（B）	50人	78人	128人	平成23年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】 削減見込（A－B）	2人 (3%)	8人 (9%)	10人 (7.2%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	5人	10人	15人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数
【実績値】 平成18年度 地域生活移行者数	1人	2人	3人	平成18年度に福祉施設から地域生活へ移行した者の数
【実績値】 平成19年度 地域生活移行者数	0人	1人	1人	平成19年度に福祉施設から地域生活へ移行した者の数

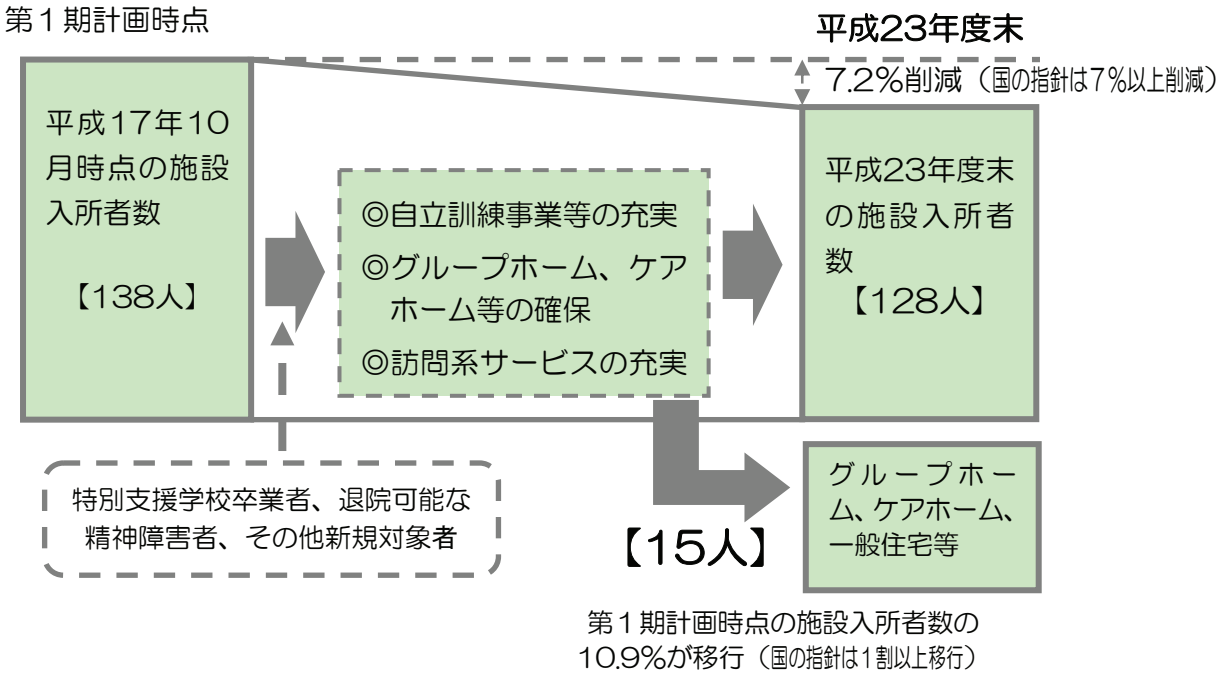

（２）退院可能な精神障害者の地域生活への移行

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、地域での受け入れ条件が整えば、病院から退院可能な精神障害者の地域生活への移行を推進する観点から、平成23年度末における退院可能な精神障害者の入院数の減少に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針で、平成24年度までに退院可能な精神障害者の解消をめざすことが基本とされています。

県の調査により把握された本市の退院可能な精神障害者は17人となっており、本市は平成23年度末までの目標減少数を14人と設定し、精神障害者地域移行支援特別対策事業等を通じて県と連携を図りつつ、平成24年度までに退院可能な精神障害者を解消することをめざします。

図表3.2　退院可能な精神障害者の地域生活への移行

項　目	数値	考え方
退院可能な精神障害者数	17人	平成18年６月30日現在の退院可能精神障害者数
【目標値】減少数	14人	上記のうち、平成23年度までに減少をめざす数
【実績値】 平成19年度地域生活移行者数	7人	平成19年度に地域生活へ移行した退院可能な精神障害者の数

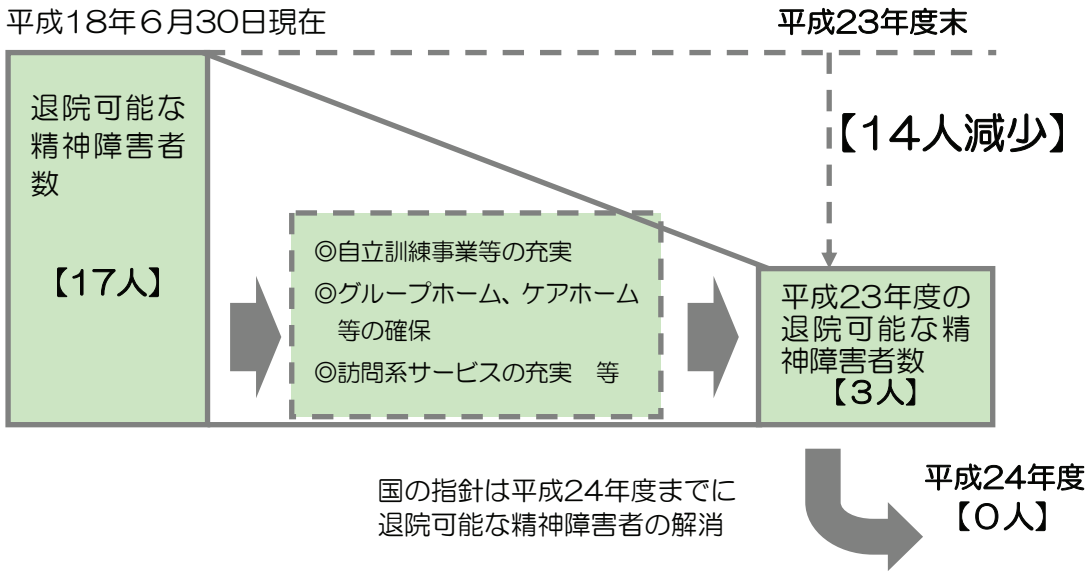

（３）福祉施設から一般就労への移行

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成23年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針で、一般就労への移行者を第１期計画時点の４倍以上とすることをめざすことが基本とされています。

本市では、平成17年度の実績として、福祉施設から一般就労へ１人が移行しており、平成23年度の一般就労移行者数を現在の７倍にあたる７人と設定し、公共職業安定所や愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉施設との連携のもとで、就労移行支援の充実を図ります。また、障害者に対する一般就労・雇用支援策の理解促進、官公需の受注機会の拡大等の取り組みを推進し、目標値の実現をめざします。

図表3.3　福祉施設から一般就労への移行

項　目	数値	考え方
年間一般就労移行者数	1人	第１期計画時点において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成23年度の年間一般就労移行者数	7人 (7倍)	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【実績値】平成18年度の年間一般就労移行者数	0人	平成18年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【実績値】平成19年度の年間一般就労移行者数	3人	平成19年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数

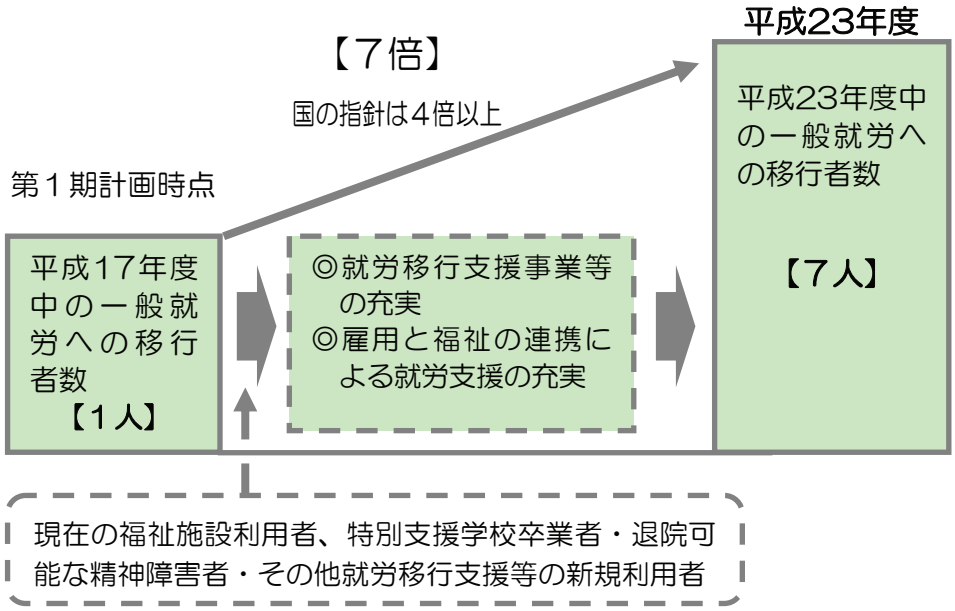

第　４　章

サービスの見込量及びその確保のための方策

第４章　サービスの見込量及びその確保のための方策

１　障害福祉サービス等の体系

制度改正前の障害福祉サービスは支援費制度を中心に、自宅で利用する居宅サービスと入所・通所施設を利用する施設系サービスとに大きく２分されていました。

平成18年度の改正で、障害のある人を対象とする障害福祉サービスは障害者自立支援法に基づき、障害の種別、年齢、施設・居宅の枠組み等を超えた新体系サービスとして再編されました。

居宅サービスの新体系への移行は平成18年10月に実施しました。施設サービスの移行については、平成18年10月より平成24年３月までの移行期間を設け、順次実施しています。

図表4.1　旧サービス体系と新サービス体系

旧サービス体系		
居宅サービス		
	居宅介護（ホームヘルプ）	身・知・児
	デイサービス	身・知・児
	短期入所（ショートステイ）	身・知・児
施設サービス		
	療護施設	身
	更生施設	身・知
	授産施設	身・知
	グループホーム	知
	通勤寮	知

支援費以外のサービス		
	福祉工場	身・知・精
	小規模授産施設	身・知・精
	生活訓練施設	精

新サービス体系		
訪問系サービス		
	居宅介護（ホームヘルプ）	介護給付
	重度訪問介護	介護給付
	行動援護	介護給付
	重度障害者等包括支援	介護給付
日中活動系サービス		
	生活介護	介護給付
	自立訓練（機能・生活）	訓練等給付
	就労移行支援	訓練等給付
	就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	訓練等給付
	療養介護	介護給付
	児童デイサービス	介護給付
	短期入所（ショートステイ）	介護給付
居住系サービス		
	共同生活援助（グループホーム）	訓練等給付
	共同生活介護（ケアホーム）	介護給付
	施設入所支援	介護給付
その他サービス		
	相談支援	サービス利用計画作成費

２　障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

（１）訪問系サービス

①　サービス内容

サービスの種類
● 居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で食事・入浴・排せつの介護等を行います。 ● 重度訪問介護 自宅での食事・入浴・排せつの介護や外出したときの移動中の介護を総合的に行います。 ● 行動援護 行動するときの危険を避けるために必要な援護や、外出したときの移動中の介護を行います。 ● 重度障害者等包括支援 居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行います。
平成20年度の事業所数（市内）
居宅介護：14か所 重度訪問介護：14か所 行動援護：２か所 重度障害者等包括支援：０か所

②　見込みの考え方

平成18・19年度の実績値及び平成20年４月から９月までの実績の平均値を基礎として、利用の伸びや新たな対象者（退院可能な精神障害者の地域生活への移行等）を加算し算出します。

③　実績と見込量

▼訪問系サービスの見込量（１月当たり）

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
訪問系サービス	計画値	人	73	80	90	89	98	107
		時間分	1,786	1,864	1,954	2,213	2,438	2,649
	実績	人	90	92	81			
		時間分	1,768	1,734	1,953			

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値

【内訳】

区　分			第２期計画		
			21年度	22年度	23年度
居宅介護	計画値	人	85	94	103
		時間分	1,418	1,643	1,854
重度訪問介護	計画値	人	2	2	2
		時間分	775	775	775
行動援護	計画値	人	2	2	2
		時間分	20	20	20
重度障害者等包括支援	計画値	人	0	0	0
		時間分	0	0	0

④　今後の方策

本市は、自宅等で生活している障害者や、今後、地域移行する施設入所者及び退院可能な精神障害者の自立した生活を支えるために、市内のサービス事業所などとの連携のもとで、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

（２）日中活動系サービス

①　サービス内容

サービスの種類
●　生活介護 主に日中の障害者支援施設等で食事・入浴・排せつの介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。 ●　自立訓練（機能・生活） 自立した日常生活・社会生活ができるように、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を一定期間行います。 ●　就労移行支援 生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を一定期間行います。 ●　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型） 就労の機会や生産活動などの活動の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。 ●　療養介護 主に日中の病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、日常生活上の世話を行います。 ●　児童デイサービス 肢体不自由児施設等への通所、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 ●　短期入所（ショートステイ） 短期間、夜間も含め、施設で食事・入浴・排せつの介護等を行います。
平成20年度の事業所数（市内）
生活介護：２か所 自立訓練（機能・生活）：０か所 就労移行支援：１か所 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）：３か所 療養介護：０か所 児童デイサービス：５か所 短期入所（ショートステイ）：４か所

②　見込みの考え方

各事業者の移行計画や平成18・19年度の実績値及び平成20年４月から９月までの実績の平均値を基に、授産施設や療護施設等から生活介護や就労移行支援等への移行が想定される人数を考慮して、利用の伸びを加算し算出します。

③　実績と見込量

▼生活介護の見込量（１月当たり）

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
生活介護	計画値	人	3	13	75	174	195	209
		人日分	12	240	1,662	2,742	3,462	4,211
	実績	人	1	23	31			
		人日分	3	365	580			

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値
※平成21年度の計画値の著しい増加は、旧法施設の新法事業への移行が影響している

▼自立訓練（機能訓練）の見込量（１月当たり）

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
自立訓練（機能訓練）	計画値	人	0	1	2	3	3	3
		人日分	0	22	44	66	66	66
	実績	人	0	1	2			
		人日分	0	19	42			

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値

▼自立訓練（生活訓練）の見込量（１月当たり）

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
自立訓練（生活訓練）	計画値	人	0	0	2	2	2	2
		人日分	0	0	44	44	44	44
	実績	人	0	0	0			
		人日分	0	0	0			

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値

▼就労移行支援の見込量（１月当たり）

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労移行支援	計画値	人	0	8	14	28	30	30
		人日分	0	178	310	424	463	471
	実績	人	0	4	7			
		人日分	0	44	104			

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値

▼就労継続支援（Ａ型）の見込量（１月当たり）

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労継続支援（Ａ型）	計画値	人	5	6	7	21	21	21
		人日分	110	132	154	436	437	438
	実績	人	2	13	19			
		人日分	104	254	394			

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値

▼就労継続支援（Ｂ型）の見込量（１月当たり）

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労継続支援（Ｂ型）	計画値	人	2	45	61	85	93	96
		人日分	44	990	1,342	1,607	1,816	1,933
	実績	人	2	39	54			
		人日分	36	647	988			

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値

▼療養介護の見込量（１月当たり）

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
療養介護	計画値	人	1	1	1	1	1	1
	実績	人	1	0	0			

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値

▼児童デイサービスの見込量（１月当たり）

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
児童デイサービス	計画値	人	54	57	59	112	132	152
		人日分	525	540	557	1,008	1,188	1,368
	実績	人	73	92	92			
		人日分	388	545	820			

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値

▼短期入所の見込量（１月当たり）

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
短期入所	計画値	人	30	30	33	34	39	43
		人日分	122	124	136	380	433	474
	実績	人	29	34	30			
		人日分	248	283	314			

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値

④　今後の方策

本市は、日中活動を希望する障害者のニーズに対応するとともに、施設入所者及び退院可能な精神障害者の地域移行や、福祉施設から一般就労への移行を見すえて、サービス事業所との連携のもとで、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

（３）居住系サービス

①　サービス内容

サービスの種類
●　共同生活介護（ケアホーム） 主に夜間の共同生活を行う住居として、食事・入浴・排せつの介護等を行います。 ●　共同生活援助（グループホーム） 主に夜間の共同生活を行う住居として、相談やその他日常生活上の援助を行います。 ●　施設入所支援 主に夜間の食事・入浴・排せつの介護等を行います。
平成20年度の事業所数（市内）
共同生活介護・共同生活援助：８か所 施設入所支援：０か所

②　見込みの考え方

各事業者の移行計画に基づき、共同生活援助または共同生活介護への移行が想定される人数を考慮して、利用の伸びや新たな対象者（福祉施設の入所者の地域生活への移行、退院可能な精神障害者の地域生活への移行）を加算し算出します。

③　実績と見込量

▼共同生活介護・共同生活援助の見込量（１月当たり）

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
共同生活介護 共同生活援助	計画値	人分	35	36	37	49	49	49
	実績	人分	35	32	37			

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値

▼施設入所支援の見込量（１月当たり）

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
施設入所支援	計画値	人分	0	15	40	103	103	128
	実績	人分	0	10	14			

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値
※平成21年度の計画値の著しい増加は、旧法施設の新法事業への移行が影響している

④　今後の方策

本市は、自宅等で暮らすことが困難な障害者のニーズに対応するとともに、施設入所者及び退院可能な精神障害者の地域移行を見すえて、サービス事業所との連携のもとで、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

（４）相談支援

①　サービス内容

サービスの種類
● 相談支援 障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、重度障害者等包括支援を除く。）を利用する際に、自分でサービス利用の調整をすることが難しい人が適切にサービスを利用できるよう相談支援専門員等による支援を行います。

②　見込み量の考え方

指定障害福祉サービスの（訪問系サービス、生活介護、短期入所等）の利用者数を基礎として、支援を必要とする人（自分でサービス利用の調整をすることが難しい人）を想定し算出します。

③　実績と見込量

▼相談支援（サービス計画作成事業）の見込量（１月当たり）

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相談支援	計画値	人分	5	15	23	15	30	40
	実績	人分	0	0	0			

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値

④　今後の方策

指定相談支援については、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人など、サービス利用計画の作成支援を必要とする人について、相談支援事業者やその他関係機関の連携のもとで、対象者の適切な把握に努めます。

３　地域生活支援事業の実施に関する事項

（１）サービス内容

サービスの種類
● 相談支援事業 ・障害者相談支援事業 障害者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。 障害種別に応じた相談支援に関する実績やノウハウを持つ事業者に委託し、実施します。 ・障害者地域自立支援協議会 個別支援会議から掘り起こされた地域の課題について、多種多様な機関・業種の方が参画し、障害のある方もない方も安心して暮らせるまちづくりについて協議します。 豊川市障害者地域自立支援協議会は、全体会議、運営委員会、専門部会、事業所グループ会議で構成されており、参画者は地域の課題により選定されます。 ・成年後見制度利用支援事業 知的障害・精神障害のある人で判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、相談支援事業の一環として実施し、豊川市成年後見制度実施要綱に基づき、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。 ・住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、相談新事業の一環として実施し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。
● 手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業（コミュニケーション支援事業） 手話奉仕員、要約筆記者の派遣事業など、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介する事業です。 本市に登録している手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の派遣の都合のつかない場合などに、手話通訳者等の派遣を他団体に委託します。
● 日常生活用具給付等事業 日常生活上の便宜を図るための用具を給付する事業です。 ・介護・訓練支援用具 特殊寝台や特殊マットなどの、障害者（児）の身体介護を支援する用具などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

・自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

・在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

・情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

・排泄管理支援用具

ストマ用装具などの障害者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

・居宅生活動作補助用具（住宅改修）

居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模の住宅改修を伴うものです。

● 移動支援事業

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う事業です。

個別支援型（利用者１人に対し、ヘルパー１人が対応）として、実施します。

● 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。

精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービスが地域活動支援センターに移行し、事業を実施します。

● 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。

● 更生訓練費給付事業

施設に入通所する身体障害者を対象に、更生訓練費を支給する事業です。

● 日中一時支援事業

家族の就労支援や家族の一時的な休息、その他冠婚葬祭や病気等の緊急時の一時的な預かり支援を目的に、障害者等の日中における活動の場を提供する事業です。

● 手話奉仕員養成事業

手話奉仕員を養成する事業です。手話サークル加入者などを対象とした手話講習会（中級）を３年ごとに開催しています。

①　各年度のサービス見込量

○　本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

▼地域生活支援事業の見込量（１月当たり見込量）※障害者相談支援事業については年間

区　分				第１期計画			第２期計画		
				18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	計画値	箇所	3	3	3	3	3	3
		実績	箇所	3	3	3			
	地域自立支援協議会	計画値	設置				○	○	○
		実績	設置	○	○	○			
	市町村相談支援機能強化事業		実施				○	○	○
	住宅入居等支援事業		実施				○	○	○
	成年後見制度利用支援事業		実施				○	○	○
手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業		計画値	実利用者数	16	19	22	34	35	36
		実績	実利用者数	34	31	24			
通訳者設置事業			設置者数				0	1	1
日常生活用具給付等事業		計画値	件	178	283	289	200	205	210
		実績	件	73	187	167			
移動支援事業		計画値	人	107	112	118	120	125	130
			時間	1,149	1,189	1,247	1,080	1,250	1,430
		実績	人	96	116	117			
			時間	1,115	1,042	985			
地域活動支援センター		箇所数	市内	2	5	6	6	4	4
			市外	1	1	1	1	1	1
			計	3	6	7	7	5	5
		実人数	市内	75	119	121	130	111	115
			市外	2	15	17	17	17	17
			計	77	134	138	147	128	132
日中一時支援事業		計画値	実利用日数	103	112	117	93	96	99
		実績	実利用日数	104	126	90			
訪問入浴サービス事業		計画値	実利用者数	7	9	10	4	4	4
		実績	実利用者数	6	4	4			

更生訓練費給付事業	計画値	実利用者数	5	5	5	2	2	2
	実績	実利用者数	4	3	2			
手話奉仕員養成研修事業	計画値	回/年				20	0	0

※平成18・19年度は３月末の実績、平成20年度は４～９月までの平均値

別表

区　分			第１期計画			第２期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①介護・訓練支援用具（月間給付件数）	計画値	件	―	―	―	1	1	1
	実績	件	1(2)	1(8)	1(5)			
②自立生活支援用具（月間給付件数）	計画値	件	―	―	―	2	2	2
	実績	件	1(9)	2(17)	2(17)			
③在宅療養等支援用具（月間給付件数）	計画値	件	―	―	―	3	3	3
	実績	件	1(11)	2(23)	3(32)			
④情報・意思疎通支援用具（月間給付件数）	計画値	件	―	―	―	2	2	2
	実績	件	1(4)	2(13)	2(18)			
⑤排泄管理支援用具（月間給付件数）	計画値	件	―	―	―	191	196	201
	実績	件	68(813)	181(2,168)	158(1,886)			
⑥居宅生活動作補助用具（月間給付件数）	計画値	件	―	―	―	1	1	1
	実績	件	1(2)	1(9)	1(6)			
合　計（月間給付件数）	計画値	件	―	―	―	200	205	210
	実績	件	73(841)	187(2,238)	167(1,964)			

※第１期計画値については、旧豊川市では区分を設けておらず、旧音羽町及び旧御津町については年間給付件数を計上しているため数値を掲載していない
※実績については、平成18年度は10月～３月まで、平成19年度は年間、20年度は４月～９月までの平均値
※実績の（　）内の数値は、平成18年度は10月～３月まで、平成19年度は年間、20年度は４月～９月までの合計値

②　見込量確保のための方策

■　相談支援事業

障害者相談支援事業については、引き続き指定相談支援事業者に事業を委託して、身体・知的・精神の３障害に対応した相談体制を確保していきます。

また、障害者の地域生活の支援について、利用者本位の支援ができるよう、個別支援会議から掘り起こされた地域の課題について、豊川市障害者地域自立支援協議会を地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として位置づけ、協議を展開していくとともに、成年後見制度利用支援事業や住宅入居等支援事業についても活用していきます。

■　手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業

手話奉仕員・要約筆記奉仕員の確保に努め、サービスの提供体制の整備に努めるとともに、事業の周知を図ります。

■　日常生活用具給付事業

事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行えるよう、用具の見直しなどを行います。

■　移動支援事業

障害の特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、需要の拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。

■　地域活動支援センター

障害の特性に応じた活動の場を充実させ、地域生活支援の促進が図られるよう努めます。

■　訪問入浴サービス事業

相談支援事業などを通じて、事業対象者の適切な把握と事業の周知に努めます。また、短期入所や地域活動支援センターといった入浴サービスを受けることが可能な障害福祉サービス等や障害者入浴施設「てどり館」の利用などの組み合わせについても検討し、支援の幅を広げます。

■　更生訓練費給付事業

相談支援事業などを通じて、事業対象者の適切な把握と事業の周知に努めます。

■　日中一時支援事業

相談支援事業などを通じて、事業対象者の適切な把握と事業の周知に努め、障害者やその家族による事業活用を促進します。

■　手話奉仕員養成事業

引き続き、３年ごとに手話講習会（中級）を開催し、手話奉仕員の確保に努めます。

第　５　章

計画の達成状況の点検及び評価

第５章　計画の達成状況の点検及び評価

１　点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度の見込量のほか、平成23年度末の目標値として設定した項目について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

２　点検及び評価体制

本計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「豊川市障害者地域自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を検討します。

図表5.1　障害者地域自立支援協議会イメージ図

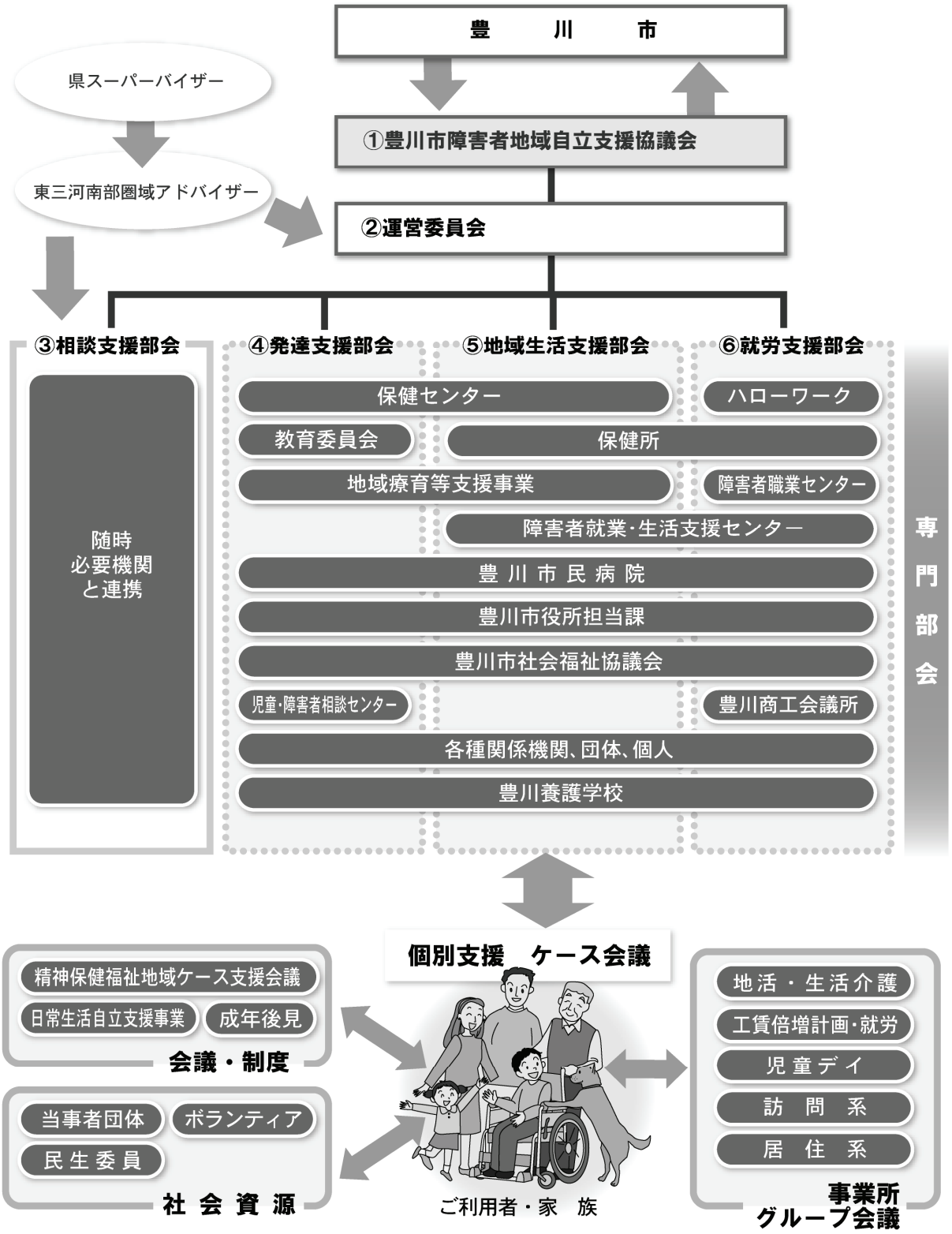

資　料　編

資　料　編

1　計画策定の経過

月	平成20年度　スケジュール		
	作業項目	協議・報告事項等	策定委員会 日程
7月	・基礎データ収集 ・現状データの収集 ・アンケート調査票の検討		
8月	・アンケート調査の実施 ・ヒアリング調査内容の検討	8月11日～22日にアンケート調査を実施	
9月	・障害者関係団体へのヒアリング調査の実施	9月8日～22日にヒアリング調査を実施	
10月	・アンケート結果、ヒアリング調査のまとめ	①第1期障害福祉計画概要について ②第2期障害福祉計画策定概要について ③「第2期豊川市障害福祉計画」策定のためのアンケートについて ④「第2期豊川市障害福祉計画」策定に伴うヒアリング調査について	第1回策定委員会 10月9日 午前10時～
11月	・サービス見込み量の設定 ・計画書骨子案の作成		
12月	・サービス見込み量の設定 ・計画書素案の作成		
1月	・計画書素案の作成		第2回策定委員会 1月15日 午前10時～
2月	・計画書素案の作成		
3月	・計画書最終案の作成		第3回策定委員会 3月26日 午後1時30分～

２　豊川市障害福祉計画策定委員会

（１）設置要綱

（目的及び設置）
第１条　第２期豊川市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定にあたり、福祉計画の基本方針その他必要な事項について幅広い視野から協議するため、第２期豊川市障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。
（組織）
第２条　策定委員会は、別表に掲げる団体の代表者等で組織し、市長が委嘱する。
（任期）
第３条　委員の任期は、委嘱をした日から平成21年３月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第４条　策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
３　委員長は、委員会の会務を総理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議等）
第５条　策定委員会の会議は、委員長が招集する。
２　委員長は、会議の議長となる。
３　策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
４　策定委員会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（事務局）
第６条　策定委員会の事務局は、健康福祉部福祉課に置く。
（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成20年７月１日から施行する。

別表（第２条関係）　省略

（２）委員名簿

第２期豊川市障害福祉計画策定委員名簿

No.	氏　名	団体名	役　職	備　考
1	武田　勇次郎	豊川市障害者（児）団体連絡協議会（身体）	会　長	副委員長
2	篠原　泰三	豊川市障害者（児）団体連絡協議会（知的）	副会長	
3	足立　信喜	豊川市障害者（児）団体連絡協議会（ろうあ）	副会長	
4	高柳　進一	豊川宝飯精神障害者家族会	会　長	
5	齋藤　良孝	豊川市民生委員児童委員協議会	会　長	委員長
6	白井　俊子	豊川市ボランティア連絡協議会	会　長	
7	岩瀬　安治	豊川市社会福祉協議会	地域福祉課長	
8	都築　裕之	豊川市社会福祉施設協会	会　長	
9	市原　邦生	愛知県立豊川養護学校	高等部主事	
10	大橋　茂樹	豊川宝飯医師会	理　事	
11	佐藤　公彦	豊川歯科医師会	理　事	
12	足立　究	愛知県豊川保健所	健康支援課長	
13	加藤　茂	愛知県東三河児童・障害者相談センター	障害者相談課長	
14	小塚　智恵	豊川公共職業安定所	総括職業指導官	
15	牧野　俊樹	豊川市相談支援事業所	相談支援専門員	
16	本多　俊一	豊川市社会福祉事務所	所　長	

第２期豊川市障害福祉計画

発　　行　平成21年３月
企画・編集　豊川市
〒442-8601　愛知県豊川市諏訪１丁目１番地
Ｔ　Ｅ　Ｌ　(0533) 89-2131
Ｕ　Ｒ　Ｌ　http://www.city.toyokawa.lg.jp